（学内様式A）

（決裁欄）※海外研修の場合のみ使用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 下記のとおり承認してよろしいか伺います。　起案：令和　　年　　月　　日　　承認：令和　　年　　月　　日 |

**海外渡航調書**

（□外国出張　□海外研修　□休職渡航）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 |  | 職 |  |
| 氏名 |  | 性別 |  |
| 用務 |  |
| 研究発表の演題，研究打合せのテーマ等**※該当の場合のみ記入** |  |
| 研究情報の提供や研究打合せを行う相手方の情報**※該当の場合のみ記入** | □個人 | 所属・職･氏名 |  |
| 業務･研究内容 |  |
| □大学･法人等 | 名称 |  |
| 事業内容 |  |
| 渡航者との関係 |  |
| 国名･住所 |  |
| 用務先国名 |  |
| 期間（移動日を含む） | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 |
| 渡航費の出所 |  |
| 滞在費の出所 |  |
| 国内緊急連絡先※緊急時の連絡にのみ使用 | 氏名：　　　　　　　電話番号：住所：  |
| 安全保障輸出管理に係る確認（チェック） | 裏面「確認事項」の(1)及び(4)～(7)に「はい」が一つもない→□ | 担当者確認欄 | 取引可□　日付担当 |
| その他（チェック） | 本務との関連有□ ／ 不在中の職務補充済□ ／ 管理運営面の支障無□ |
| **日　程　表** |
| 年月日 | 発着地名（国名） | 訪問先 | 滞在日数 | 用務 |
|  |  |  |  |  |

**（海外渡航調書　裏面）**

**安全保障輸出管理に係る事前確認事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **確認項目**　 | (安全) | (注意) |
| (1) | 相手方に対し、リスト規制\*1（輸出貿易管理令別表第1の1～15）に関係する技術情報を提供しますか？ | いいえ | **はい** |
| HP上のリスト規制対象貨物一覧(<http://www.niigata-u.ac.jp/profile1/export.html>）及び貨物･技術のマトリクス表(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\_intro.html)により確認してください。 |
| (2) | 相手方に対し、提供する技術情報は以下のいずれかに該当しますか？ |  |  |
| ①基礎科学分野の研究活動において提供する技術\*3 | はい | いいえ |
| ②公知の技術\*4 | はい | いいえ |
| ③学会、講演会、展示会等において提供され、不特定多数の者が入手又は閲覧可能となるもの（公開を目的とするもの） | はい | いいえ |
| (3) | 相手方の出身地（及び所属の所在地）は、以下のホワイト国ですか？　**※（ホワイト国は(4)以降の回答不要）** | はい | いいえ |
| アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク |
| (4) | 相手方の出身地（又は所属の所在地）は、以下の国連武器禁輸国・地域ですか？**※（「いいえ」の場合(７)の回答不要）** | いいえ | **はい** |
| アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン |
| (5) | 相手方は外国ユーザーリスト\*5掲載の企業、大学及び研究機関等（又はその関係者）ですか？ | いいえ | **はい** |
| 経済産業省のHP(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list)で確認してください |
| (6) | 提供する技術情報は、リスト規制の対象外のものであり、以下の大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に用いられるおそれがありますか？ （大量破壊兵器キャッチオール規制\*2の確認）　（※部分品も含む） | いいえ | **はい** |
| ・核兵器・軍用の化学製剤・軍用の細菌製剤　　　　　　　　　　　　　　　 | ・軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置・300km以上運搬することができるロケット・300km以上運搬することができる無人航空機 |  |  |
| (7) | 提供する技術情報は、リスト規制の対象外のものであり、通常兵器\*6の開発に転用される疑いがありますか？ | いいえ | **はい** |

**\*1 リスト規制：**　輸出貿易管理令「別表第1の1～15項」で指定された貨物又は、外国為替令外為令「別表の1～15項」で指定された技術は軍事転用の可能性が特に高いものです。これらに該当する貨物又は技術を日本国外に出す(技術の場合は日本国内の非居住者への提供を含む)場合、有償無償を問わず事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。この規制は、提供先である国･地域を問わず適用され、対象貨物又は技術のスペックにより判断します。

**\*2 キャッチオール規制：**　リスト規制の対象外の貨物や技術（水、食料品、木材などは除く）であり、大量破壊兵器等もしくは通常兵器の開発、製造又は使用等に用いられるおそれがある場合、事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。このうち、大量破壊兵器キャッチオール規制はホワイト国を除く全ての国･地域に適用され、用途と需要者により判断し、通常兵器キャッチオール規制は国連武器禁輸･地域にのみ適用され、用途により判断します。

**\*3 基礎科学分野の研究活動において提供する技術：**　自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、論理的または実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計または製造を目的としないもの。（産学連携プロジェクトで行われるような共同研究は特定の製品化を念頭に行われることが多く、「基礎科学分野の研究活動」の定義には当てはまらない場合があります。）

**\*4 公知の技術：**　・新聞、書籍、ネットワーク上等で既に不特定多数の者に公開されている技術　・学会誌、公開特許情報等、不特定多数の者が入手可能な技術　・予め設定された見学コース、講演会等で不特定多数の者が入手・聴講可能な技術　・ソースコードが公開されているプログラム　＊技術革新・産業発展等を目的とした研究成果であっても、「大量破壊兵器等の開発等」の用途に用いられる恐れがある技術等については、慎重に検討を行い、学会等での発表、雑誌等への掲載の是非を判断する必要があります。

**\*5 外国ユーザーリスト：**　経済産業省が公表している、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体（企業･大学･研究機関等）のリスト。輸出者は、このリストに掲載されている企業･組織へ輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の使用等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

**\*6 通常兵器：**　輸出貿易管理令別表第１の１を参照　（http://www.niigata-u.ac.jp/profile1/export.html）